

相模原市旅館業法施行条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)により旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)が改正され、平成30年6月15日に施行されます。

法の改正により、ホテル営業と旅館営業の営業種別を統合した「旅館・ホテル営業」が新たな営業種別として設けられ、そのことに伴い、営業の許可に係る基準等を定める旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)等の改正が行われました。

これらの法改正等の内容を踏まえ、本市における旅館業の営業の許可に係る基準を定めた相模原市旅館業法施行条例(平成15年相模原市条例第16号)の改正を行うものです。

2 主な改正の内容

(1) 客室の収容定員の基準の改正

旅館及びホテルにおける各客室の収容定員を、3.3平方メートル(寝台を置く場合は、4平方メートル)につき1人とします。

現行の基準	新基準
洋式の客室は、4平方メートルにつき1人	3.3平方メートルにつき1人 (寝台を置く場合は、4平方メートルにつき1人)
和式の客室は、3.3平方メートルにつき1人	

(2) 旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準の設定

新たな営業種別である旅館・ホテル営業の施設については、現行の旅館営業の施設の構造設備基準を基本としつつ、給水設備、客室の区画及び玄関帳場等に係る基準について次のとおり改正し、施設の構造設備基準とします。

ア 洋式の客室に備える必要があった水又は湯を供給できる設備を備えなくてよいこととします。

イ 現行の和式の客室に係る基準である、客室は他の客室、廊下等と区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造とすることについて、客室全般の基準とします。

ウ 宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)に規定する基準に適合する設備(以下「基準適合設備」という。)を有する場合は、玄関帳場等に係る要件を満たさなくてよいこ

ととします。

※ 旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準は、現行の旅館営業の施設の構造設備基準を基本とすることから、現行のホテル営業の施設に係る次の基準は、廃止することとします。

ア 宿泊客等が営業時間中に自由に入出りできる玄関及び宿泊定員数に応じた適当な広さのロビーがあること。

イ 宿泊定員数に応じた適当な規模の椅子及びテーブルを設けた食堂を有し、食事を提供できる構造設備があること。

(3) 簡易宿所営業の施設の構造基準の改正

基準適合設備を有する場合は、玄関帳場等に係る要件を満たさなくてよいこととします。

(4) 下宿営業の施設の構造基準の改正

ア 採光及び換気に必要な開口部に係る面積を客室の床面積の7分の1以上としている客室の規制を廃止します。

イ 基準適合設備を有する場合は、帳場を有しないことができることとします。

3 今後のスケジュール

平成30年3月15日から

4月13日まで

5月

6月15日

パブリックコメント(意見募集)の実施

市議会5月臨時会議に改正条例案を提出

改正条例の施行